資料3

市町村と県の「協議・調整の場」の設定（案）

趣　旨

1　市町村と県は、互いの施策を協議・調整する場を設置して、効率的な住民サービスの提供を目指す。

2　協議組織は、市町村と振興局が共同で設置して、地域における諸課題の解決方策を総合的に協議する。

→

○H21年度にモデル的に試行

○県南広域振興局と2団体（市＋町）程度

広域振興局・市（町村）政策調整会議（仮称）（イメージ）

県本庁各部局

連携

調整

広域振興局・市（町村）政策調整会議（仮称）

【目的】
地域における政策を総合的かつ効率的に推進するための協議を行う。

【協議項目の例】
1　市町村と県の施策の立案・調整
2　市町村と県の連携・協働
3　二重行政の解消・未然防止
4　権限移譲の推進
5　その他の地域課題に関すること　　など

【構成例】
○県（振興局）
　広域振興局等の長、各部の長　等
○市町村
　市町村長、各部（課）の長　等
○民間
　民間有識者　等

【時期】
1　定期
　次年度予算の編成時期　など
2　随時
　・地域振興に関する計画を策定するとき
　・重要施策を変更するとき　など

→

分野別部会

【目的】
「政策調整会議」で協議する項目について行政分野別に事務レベルでの検討を行う。

【構成例】
○県（振興局）
　各部の長（部会長）、　各部の課長　等
○市町村
　市町村の課長、各課の担当　等
○民間
　住民、民間有識者　等

- 企画総務分野　部会
- 環境生活分野　部会
- 保健福祉分野　部会
- 商工労働観光分野　部会
- 農林水産分野　部会
- 県土整備分野　部会
- 教育分野　部会

→

部会検討イメージ

【ステップ1】 現状把握
1　地域の事務事業・施設の洗い出し（棚卸し）
2　事務事業・施設の仕分け

【留意点】
○事務仕分けの先進事例の活用
（NPO「構想日本」 による事業仕分け※　など）

※平成20年7月現在、26の自治体において実施された。
他自治体職員、民間、地方議員が議論しながら、事業仕分けを行う。
行政事務を「不要」、「民間」、「県」、「市町村」に仕分け。
（構想日本HPから引用）

【ステップ2】 協議
1　二重行政になっている施策の検討
　・県がやる　→　市町村はやめる
　・市町村がやる　→　県はやめる
　・どちらもやめる
　・とちらもやる
2　二重行政となっていない施策の連携・協働のあり方
3　市町村・県が担う役割や協働のあり方を総合的に協議

【留意点】
○事務事業の重複の回避
○有効な連携・協働のあり方
○財源や人材の確保

【ステップ3】 評価
1　ステップ1及び2の評価と見直し
2　次年度の事務事業への反映

【留意点】
○定期的な点検・見直しによる最適化

成果の活用

○二重行政の解消
○政策連携
　による効率化

→

効率化したリソース（財源・人材）の活用

→

○市町村の行財政基盤の強化の支援
○市町村と県が連携した産業振興
○県による市町村の補完　など